



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年7月22日火曜日 第2590号

### ◇ 目 次 ◇

救急診療所の協力申出..... (医療対策課) ... 618

大規模小売店舗の変更の届出の概要等(4件)..... (経営支援課) ... 618

漁業の許可又は起業の認可の申請期間..... (水産課) ... 620

コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると認められた県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面の範囲..... ( " ) ... 620

急傾斜地崩壊危険区域の指定(2件)..... (砂防課) ... 621

宅地建物取引業法第69条第2項の規定に基づく聴聞(2件)..... (建築住宅課) ... 621

道路の供用開始(県道新居浜別子山線)..... (東予地方局管理課) ... 621

建設業者の許可の取消し..... (南予地方局管理課) ... 622

医師の指定..... (身体障害者更生相談所) ... 622

指定医師の所在地の変更..... ( " ) ... 622

指定医師の辞退の届出..... ( " ) ... 623

### 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告(2件)..... (男女参画・県民協働課) ... 623

### 告 示

平成26年7月22日

愛媛県知事 中村時広

#### ○愛媛県告示第875号

次の診療所は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急診療所である。

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
片木脳神経外科	今治市別名274番地	医療法人隆典会	平成29年7月21日まで

#### ○愛媛県告示第876号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成26年7月22日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 の 日
マルヨシセンター新居浜店	新居浜市寿町甲4243外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社マルヨシセンター 代表取締役 佐竹 文彰	株式会社マルヨシセンター 代表取締役 佐竹 克彦	平成26年 6月4日	平成26年 7月11日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				
マルヨシセンター新居浜東店	新居浜市田の上一丁目甲1096番1外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社マルヨシセンター 代表取締役 佐竹 文彰	株式会社マルヨシセンター 代表取締役 佐竹 克彦	平成26年 6月4日	平成26年 7月11日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				

#### 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
  - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - イ 当該大規模小売店舗の名称
  - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先
  - 愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第877号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成26年 7月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 の 日 年 月 日
マルヨシセンター西条店	西条市喜多川字土居部394番地 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社マルヨシセンター代表取締役 佐竹 文彰	株式会社マルヨシセンター代表取締役 佐竹 克彦	平成26年 6月4日	平成26年 7月11日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
  - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - イ 当該大規模小売店舗の名称
  - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先
  - 愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第878号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成26年 7月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 の 日 年 月 日
マルヨシセンター椿店	松山市古川北4丁目513-1	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社マルヨシセンター代表取締役 佐竹 文彰	株式会社マルヨシセンター代表取締役 佐竹 克彦	平成26年 6月4日	平成26年 7月11日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				
マルヨシセンター余戸店	松山市余戸東1丁目89番地1 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社マルヨシセンター代表取締役 佐竹 文彰	株式会社マルヨシセンター代表取締役 佐竹 克彦	平成26年 6月4日	平成26年 7月11日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				

マルヨシセンター山越店	松山市山越3丁目772 番地 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名			
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名			

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第879号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに伊予市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成26年 7月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 の 日 年 月 日
マルヨシセンター伊予店	伊予市下吾川1031 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社マルヨシセンター 代表取締役 佐竹 文彰	株式会社マルヨシセンター 代表取締役 佐竹 克彦	平成26年 6月4日	平成26年 7月11日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに伊予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第880号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成26年 7月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成26年 7月22日から 8月4日まで

○愛媛県告示第881号

愛媛県内水面漁場管理委員会指示第10号に基づき、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められた県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面の範囲を、平成26年6月24日次のとおり定めた。

平成26年 7月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

鹿野川ダムから下流の一級河川肱川水系肱川の本支流及びこれと接続して一体を成す内水面

○愛媛県告示第882号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び市役所において縦覧に供する。

平成26年 7月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

田胤（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成16年 3月愛媛県告示第421号）田胤の項で指定した標柱 8号、標柱 7号及び標柱 6号を結んだ線、標柱 6号と次に掲げる地番の土地に存する標柱14号から標柱19号までを順次結んだ線及び標柱19号と標柱 8号を結んだ線に囲まれた区域

郡 市	町 村	大 字	地 番	標 柱
宇和島市	津島町	田胤	319番	14号
			104番	15、16号
			31番 1	17号
			79番	18号
			112番	19号

○愛媛県告示第883号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局土木事務所及び市役所において縦覧に供する。

平成26年 7月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

松柏 C

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1号から標柱 9号までを順次結んだ線及び標柱 9号と標柱 1号を市道松柏入寺線北側官民境界で結んだ線に囲まれた区域

郡 市	町 村	大 字	地 番	標 柱
八幡浜市		松柏	丙197番 1	1号
			乙134番	2号
			丙243番	3号
			乙137番 1	4号
			乙141番	5号
			丙186番	6号
			丙161番 1	7号

○愛媛県告示第886号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 7月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

		丙194番 1	8号
		甲756番 1	9号

○愛媛県告示第884号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の規定による行政処分について、同法第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成26年 7月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 日時 平成26年 7月30日（水）午後 1時30分
- 場所 松山市一番町四丁目 4番地 2  
愛媛県庁第一別館 4階土木部会議室

3 被聴聞者

- 商号、代表者氏名及び主たる事務所の所在地  
シティホーム  
渡邊 亥早雄  
松山市萱町 1丁目 4 - 2
- 免許証番号  
愛媛県知事（09）第002693号
- 免許年月日  
平成24年 6月 7日

○愛媛県告示第885号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の規定による行政処分について、同法第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成26年 7月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 日時 平成26年 7月30日（水）午後 3時00分
- 場所 松山市一番町四丁目 4番地 2  
愛媛県庁第一別館 4階土木部会議室

3 被聴聞者

- 商号、代表者氏名及び主たる事務所の所在地  
株式会社千國  
山内 光正  
新居浜市観音原町甲985番19
- 免許証番号  
愛媛県知事（02）第004876号
- 免許年月日  
平成22年10月18日

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜別子山線	新居浜市角野新田町三丁目2802番11から 同町三丁目2822番 4 まで	平成26年 7月22日

○愛媛県告示第887号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成26年 7月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因となった事実
(般 - 24) 第11503号	平成24年 5月16日	神南設備	城戸 俊和	大洲市菅田町菅田甲828 - 1	平成26年 6月3日	管工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般・特 - 23) 第339号	平成23年 11月10日	(株)清水建設	清水 里香	西予市野村町惣川168	平成26年 6月4日	土工事業 建築工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 21) 第15566号	平成21年 6月9日	泉板金	泉 浩壽	喜多郡内子町小田263 - 1	平成26年 6月6日	屋根工事業 板金工事業	建設業の廃止
(特 - 24) 第1376号	平成24年 7月24日	村上住宅(株)	村上 聖	大洲市北只175	平成26年 6月6日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 21) 第15582号	平成21年 7月20日	(有)小出設備	小出 隆一	西予市宇和町皆田662	平成26年 6月23日	土工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 23) 第4240号	平成23年 9月10日	成見電気工事店	成見 勇	八幡浜市保内町宮内2 - 100 - 1	平成26年 6月30日	電気工事業 管工事業 電気通信工事業 消防施設工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第888号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成26年 7月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指定年月日
ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外 科	愛媛県立今治病院	大 畠 将 義	今治市石井町4丁目5番5号	平成 26年 7月1日
ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外 科	愛媛県立今治病院	長 橋 美 弥	今治市石井町4丁目5番5号	平成 26年 7月1日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	愛媛県立今治病院	廣 瀬 純 成	今治市石井町4丁目5番5号	平成 26年 7月1日
心臓・じん臓・呼吸器機能障害	内 科	市立宇和島病院	赤 松 明	宇和島市御殿町1番1号	平成 26年 7月1日
平衡・音声・言語・そしゃく・肢体不自由・心臓・呼吸器機能障害	リハビリテーション科	医療法人沖繩徳洲会 宇和島徳洲会病院	石 川 聖 子	宇和島市住吉町2丁目6番24号	平成 26年 7月1日

○愛媛県告示第889号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成26年 7月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

医 師 氏 名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
藤 石 秀 三	ふ じ い し 医 院	宇和島市三間町務田777 - 1	松 葉 診 療 所	西予市宇和町卯之町一丁目347 - 2	平成26年 6月1日

岩 田 真 治	市 立 宇 和 島 病 院	宇和島市御殿町 1 - 1	国立大学法人愛媛大学医学部 附属病院	東温市志津川	平成26年 6月1日
青 石 邦 秀	国立大学法人愛媛大学医学部 附属病院	東温市志津川	市 立 宇 和 島 病 院	宇和島市御殿町 1 - 1	平成26年 6月30日
森 本 真 光	国立大学法人愛媛大学医学部 附属病院	東温市志津川	独立行政法人国立病院機構愛 媛医療センター	東温市横河原366	平成26年 7月1日
橋 本 司	独立行政法人国立病院機構愛 媛医療センター	東温市横河原366	訪問診療クリニック六花	東温市牛淵331番地 1	平成26年 7月1日

○愛媛県告示第890号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成26年 7月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	届出年月日
聴覚・平衡・音声、言語・そしゃく機能障害	耳鼻いんこう科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	高 橋 宏 尚	東温市志津川	平成 26年 6月30日
聴覚・平衡・音声、言語・そしゃく機能障害	耳鼻いんこう科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	田 口 亜 紀	東温市志津川	平成 26年 6月30日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年 7月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

申 請 年 月 日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成26年 7月 7日	特定非営利活動法人和田重次郎顕彰会	土 居 貴 美	松山市清水町二丁目18番地 7	この法人は、松山市日の出町出身の探検家「和田重次郎」のアラスカ開拓者としての偉業と母セツへの孝養の精神について顕彰活動を行うことで、青少年の郷土愛や情操教育を育むとともに、文化的で情緒あふれるまちづくりに寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年 7月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

申 請 年 月 日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成26年 7月 9日	特定非営利活動法人国際地雷処理・地域復興支援の会	高 山 良 二	松山市千舟町 7 - 7 - 3 伊予肥ビル 2 F	この法人は、カンボジア政府機関のCMAC（カンボジア地雷対策センター）と共同して、住民による地雷処理活動及び、自立可能な地域の復興を支援するとともに、相互の友好交流を促進し、もって平和構築の理念を内外に啓発する。